

学校給食費を滞納しそのまま放置すると

法的措置(給与などの差押え)の対象となります。

でも

滞納分を“一括”では払えない。
滞納分を一括で払っても、
“今後の給食費”を払えるか不安。

そんなときは、、、

児童手当から天引きで解決！

計画的 に 確実にに滞納分をお支払いいただけます。

児童手当から天引きすると

(例)

子3人分
12万円滞納



3万円／回
天引き



4回(8カ月)
で完納

さらに

滞納分を完納すると天引きは停止しますが、
万が一新たに滞納した場合も、その都度児童手当から天引きするため、
滞納額 が 膨れ上がることがなく 安心。

※1回当たりの天引き額は、申出時に保護者が決めることができます。

手続きが簡単！！

Step1 保護者が 電子申請(<https://logoform.jp/f/T1ea1>)

または 電話(0836-34-8561)で申込

Step2 学校給食課が 申出書(紙)と 返信用封筒 を郵送でご案内

Step3 保護者が 申出書(紙)に必要事項を記入後、 返信用封筒 で提出(郵送)

～ 皆様からのお申込をお待ちしています ～